

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書

災害損失欠損金額 (8)	(1)	円	繰り戻す還付所得連結事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額
					(3)
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	(2)		平/令	・	円
			平/令	・	
			平/令	・	
			平/令	・	
災害損失欠損金額の計算					
連結欠損金額（別表四の二「55の①」）					(4)
各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額					(5)
仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額					(6)
(5) - (6)（マイナスの場合は0）					(7)
(4)と(7)のいずれか少ない金額					(8)

連結法人名	
-------	--

各連結法人の個別災害損失金額の計算

災害を受けた資産の別		棚卸資産 ①	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。) ②	計 ①+②
				③
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	円	円	円
	被害資産の原状回復のための費用等に 係る損失の額			
	被害の拡大又は発生の防止のための 費用に係る損失の額			
	計 (9)+(10)+(11)			
保険金又は損害賠償金等の額				
差引災害により生じた損失の額 (12)-(13)				

# 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の31の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「災害欠損連結事業年度」といいます。）開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額の計算」欄の「(8)」欄の金額を記載してください。
  - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得連結事業年度（以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。

（注） 前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、当該連結事業年度前に既に法人税法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
  - (3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。
- 3 「災害損失欠損金額の計算」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「連結欠損金額(4)」欄には、別表四の二の「連結所得金額又は連結欠損金額 55の①」欄の金額を記載してください。
  - (2) 「各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額(5)」欄には、各連結法人ごとに記載した「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の欄の「差引災害により生じた損失の額(14)」欄に記載した金額の合計額を記載してください。
  - (3) 「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額(6)」欄には、連結中間申告において災害損失金額の繰戻しをした場合のその災害損失金額を記載してください。
- 4 「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して、次により記載しますが、申告書別表七の二付表三（平成29年4月1日前終了事業年度分については、申告書別表七（一）の「災害により生じた損失の額の計算」）の各欄を記載し、当該明細書を添付している場合には、重ねて記載する必要はありません。

なお、連結法人が2以上の場合には、各連結法人ごとに記載してください。

  - (1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額(9)」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。
  - (2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額(10)」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。
  - (3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額(11)」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合

において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。

- (4) 「保険金又は損害賠償金等の額(13)」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。